

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令 参照条文 目次

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	1
○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）	2
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（抄）	6

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
- 六 住民となつた年月日
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所
- 八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- 十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八号及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十の二 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八号の二及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十の三 介護保険の被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条の規定による介護保険の被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十八号の三及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十一 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者（同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。）をいう。第二十九号及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十一の二 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、同項第二号に掲げる里親に限る。）をいう。第二十九号の二及び第三十一条第三項において同じ。）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十二 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十一条第三項において同じ。）
- 十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）
第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消滅又は第十七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている同条第二

- 号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項（戸籍の附票の削除を行った場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

（政令への委任）

第四十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）

（都道府県知事に通知する戸籍の附票の記載等に関する事項）

第三十条の十二の三 法第三十条の四十一第一項に規定する戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 戸籍の附票の記載を行った場合 戸籍の附票の記載を行った旨及びその年月日

二 戸籍の附票の削除を行った場合 戸籍の附票の削除を行った旨及びその年月日

三 法第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の全部又は一部についての記載の修正を行った場合 戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日並びに当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該戸籍の附票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。）

四 法第十七条第七号に掲げる事項についての記載の修正を行った場合 戸籍の附票の記載の修正を行った旨及びその年月日並びに当該戸籍の附票の記載の修正前に記載されていた住民票コード（当該戸籍の附票に住民票コードが記載されていなかった場合を除く。）

（氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の十三 氏に変更があつた者に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、その者が次条第一項又は第三項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）とする。

（氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等）

第三十条の十四 氏に変更があつた者（住民票に旧氏の記載がされている者（以下この条において「旧氏記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求めている旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（同項及び第四項において「住所都市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができる。

2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏をその者に係る住民票に記載をしなければならない。

一 氏に変更があつた者がその者の旧氏が記載された転出証明書添えて転入届をした場合 当該旧氏
 二 氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定
 によりその者の旧氏が通知されたとき 当該旧氏
 三 旧氏記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏を当該変更の直前に称していた旧氏に
 変更することを求めることができる。この場合においては、当該旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこ
 と及び当該旧氏を当該変更の直前に称していたことを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出し
 なければならぬ。
 四 旧氏記載者は、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求
 める旨その他総務省令で定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。
 五 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前二項の請求について準用する。
 六 旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
 欄に掲げる字句とする。

法第十一条第一項	住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで	住民基本台帳のうち第七条第一号に掲げる事項及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この章及び第三十条の六第一項において同じ。）並びに第七條第二号、第三号
法第十二条第二項第三号	事項のうち第七条第一号から第三号まで	事項のうち第七条第一号に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
法第十二条第五項	氏名	氏名又は旧氏及び名
法第十二条の二第二項第三号	及び事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）
法第十二条の二第四項	及び事項	又は旧氏及び名並びに事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）
法第十二条の三第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
法第十二条の三第四項第三号	及び事項	又は旧氏及び名並びに事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）
法第十二条の四第一項	事項	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
法第三十条の六第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号
第十五条の三第二項	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏（第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第四章及び第三十条の五第三号において同じ。）並びに法第七条第二号、第三号
第二十三条第二項及び第二十四条の三	から第五号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号から第五号まで
第三十条の五第三号	から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号

三
号

氏に変更があつた者に係る除票に旧氏の記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録第三十条の十六第八項において同じ。）がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

氏名又は旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十

事項（同号に掲げる事項については、旧氏を

又は旧氏及び名並びに

三頁、四頁、五頁、六頁、七頁、八頁、九頁、十頁、十一頁、十二頁、十三頁、十四頁、十五頁、十六頁、十七頁、十八頁、十九頁、二十頁、二十一頁、二十二頁、二十三頁、二十四頁、二十五頁、二十六頁、二十七頁、二十八頁、二十九頁、三十頁、三十一頁、三十二頁、三十三頁、三十四頁、三十五頁、三十六頁、三十七頁、三十八頁、三十九頁、四十頁、四十一頁、四十二頁、四十三頁、四十四頁、四十五頁、四十六頁、四十七頁、四十八頁、四十九頁、五十頁、五十一頁、五十二頁、五十三頁、五十四頁、五十五頁、五十六頁、五十七頁、五十八頁、五十九頁、六十頁、六十一頁、六十二頁、六十三頁、六十四頁、六十五頁、六十六頁、六十七頁、六十八頁、六十九頁、七十頁、七十一頁、七十二頁、七十三頁、七十四頁、七十五頁、七十六頁、七十七頁、七十八頁、七十九頁、八十頁、八十一頁、八十二頁、八十三頁、八十四頁、八十五頁、八十六頁、八十七頁、八十八頁、八十九頁、九十頁、九十一頁、九十二頁、九十三頁、九十四頁、九十五頁、九十六頁、九十七頁、九十八頁、九十九頁、一百頁。

事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）

又は旧氏及び名並ひに

に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第

(外国人住民の通称の住民票への記載等)
三十条の十六 外国人住民は、住民票に通称（氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居

住居関係の公証のために住民票に記載を求むる呼称として記載を求めようとするときは、その者が記録されている住民基本台帳を定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住地市町村の記載

長」という。）に、通称として記載を求むる呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、当該呼称が居住地市町村の記載

の住所、地目、市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合において、同項に規定する当該呼称を住民票に記載することを居住関係のために住民票に記載されることを要するに足りる資料を提示しなければならない。

市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る住民票に通称として記載をしなければならない。

係る住民票に記載をしなければならぬ。
外国人住民が当該外国人住民の通称が記載された転出証明書添えて転入届をした場合
当該通称

二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、法第二十四条の二第三項又は第六項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき当該通称

外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称の記載がされている場合において、当該通称の削除を求めようとするときは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合に

おいて、住所都市町村長は、当該通称を削除しなければならない。
 住所都市町村長は、外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称の記載がされている場合において、当該通称を住民票に記載をして

おくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国住民に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の住所及び居所が明らかでないときその他通知をする

ことが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。法第二十七條第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出について準用する。

外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合における法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十一条第一項	住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで	住民基本台帳のうち第七条第一号に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下この章及び第三十条の六第一項において同じ。）並びに第七条第二号、第三号
法第十二条第二項第三号	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条第五項	までに掲げる事項	までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第十二条の二第二項第三号	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の二第四項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の三第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号
法第十二条の三第四項第三号	氏名	氏名又は通称
法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の四第一項	事項	事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）
法第三十条の六第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称（第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。第四章及び第三十条の五第三号において同じ。）、法第七条第二号、第三号
第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三	から第四号まで	に掲げる事項及び通称、同条第二号から第四号まで
第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号	から第三号まで	に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号

外国人住民に係る除票に通称の記載がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の四第五項において準用する第十二条第二項第三号	氏名	氏名又は通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。以下この章において同じ。）
第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第五項において	までに掲げる事項	までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）

て準用する第十二条第五項			
第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号	氏名	氏名又は通称	
第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第四項	第十四号に掲げる事項	第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）	
第十五条の四第五項において準用する第十二条の三第四項第三号	氏名	氏名又は通称	
第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第三項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号	

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（抄）

（旧氏記載者に関する法の規定の特例）

第三十三条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る法第三条第二項、第七条第一項、第十二条、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項、第二十二條第二項及び第三十五條の二第二項の適用については、法第三条第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項、第十六条の六第一項第三号、第二十二條第二項及び第三十五條の二第二項中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号」とする。